

2023年1月

Contents

- I. 京都国際調停センターの創立 4 周年 (p.1)
- II. 調停に関するシンガポール条約 (p.2)
- III. 国際調停の特徴や利用の際の考慮要素 (p.2)
 - 1. 国際仲裁や訴訟との違い
 - 2. 国際調停手続の流れ
 - 3. 国際調停における調停スタイル
 - 4. 調停合意とそのタイミング
- IV. おわりに (p.5)

国際調停に関する最近の動向・実務について

弁護士 矢野 雅裕 / 弁護士 土門 駿介

I. 京都国際調停センターの創立 4 周年

昨年(2022年)11月21日、京都国際調停センター(Japan International Mediation Center)(以下、「JIMC-Kyoto」といいます。)の創立4周年記念セミナーが、同志社大学今出川キャンパスにおいて開催されました。同セミナーは、シンガポール国際調停センター(Singapore International Mediation Centre)(以下、「SIMC」といいます。)を含む各団体の共催であり、SIMCからもセンター長を含む代表団が参加しました。

セミナーでは、「JIMC-SIMC Joint Covid-19 Protocol」(以下、「ジョイントプロトコル」といいます。)に基づいて実施されたオンライン調停案件について、当該案件を担当した調停人(2名)からの報告がされました¹。それに続いて、SIMCの過去の調停案件を素材とした架空事案についての模擬国際調停が実施されました。

¹ 当事務所は当該案件において日本企業を代理しております。ジョイントプロトコルや当該実例を踏まえた考察は、以下のリンクをご覧ください。

https://www.amt-law.com/publications/detail/publication_0023883_ja_001

そこでは、模擬調停人と模擬当事者との間のやり取り(Joint Session と Private Session)から、いわゆる「(和解)促進型(facilitative style)」の調停において鍵となる共通利害(common interests)を調停人がどのように探っていくのかが実演され、各プロセスについての解説も加えられました。

模擬調停の解説の中では、シンガポールにおける国際調停の利用の高まりを示すものとして、SIMC への国際調停の申立件数が、近年、大きく増加していることが紹介されました。また、国際調停の実効性を示すものとして、SIMC へ申し立てられた国際調停において調停が成立する(すなわち、当事者間の和解合意が成立する。)割合が非常に高いものとなっていることも示されました。

JIMC-Kyoto は、2018 年 11 月 20 日に創立された日本初の国際調停専門機関であり、同志社大学を拠点として、主に海外取引に関連した紛争についての調停を実施するためのサービスを提供しています。JIMC-Kyoto は、調停手続の実施場所(同志社大学今出川キャンパス、高台寺)を提供する他にも、国内外の著名な実務家を含む調停人リストを公表し、当事者による調停人選任をサポートしています。また、ジョイントプロトコルに基づく調停は、基本的には完全オンラインでの調停手続が想定されています。

本ニュースレターでは、国際商事紛争を念頭に、日本でも検討が進む調停に関するシンガポール条約の概要に加えて、国際調停の特徴や日本企業が国際調停を実施するにあたって考慮すべき事項について紹介します。

II. 調停に関するシンガポール条約

調停に関するシンガポール条約²は、UNCITRAL(国連国際商取引法委員会)において作成され、2019 年 8 月 7 日にシンガポールにおいて署名式典が実施されました。国際仲裁については、ニューヨーク条約(外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約)によって仲裁判断等の執行力が国際的に確保されていることは広く知られていますが、調停に関するシンガポール条約は、国際的な商事調停により成立した和解合意についても、外国での執行力を付与するための国際的な共通枠組みを設けようとするものです。

2023 年 1 月 23 日時点では、55 か国(アメリカ、韓国、オーストラリア等)が署名し、10 か国(シンガポール、トルコ、カタール、サウジアラビア等)が批准するに至っています。なお、同条約は、3 か国の批准により発効することが定められており、2020 年 9 月 12 日に発効しています。

日本は、現時点まで、調停に関するシンガポール条約に署名及び批准のいずれも行っていないませんが、2022 年 2 月 14 日には、法制審議会において「調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等に関する要綱案」が決定され、法務大臣に答申されており、政府内での検討が進められています。

III. 国際調停の特徴や利用の際の考慮要素

本項においては、国際調停の特徴について説明します。このような特徴は、日本企業が国際調停の利用を検討する場合における考慮要素にもなり得ます。

² 正式名称は「United Nations Convention on International Settlement Agreements Resulting from Mediation」です。

1. 国際仲裁や訴訟との違い

広義には、国際調停や国際仲裁及び訴訟のいずれもが、紛争解決を目的とする手続という点では共通していますが、判断権者による終局的・拘束的な判断が下される点を核とする国際仲裁や訴訟と異なり、国際調停はあくまで当事者の和解による解決を目指す点が大きな違いです。争点となった事項についての判断を求めるためではなく、当事者間の和解交渉を円滑に進めるために第三者である調停人が関与するものであるというのが、国際調停の手続についての分かりやすいイメージだと思われます。

国際調停手続は、そのような手続の性質から、和解が成立した場合、一般的には相手方の任意の履行が期待し得るといった特徴を有しています。また、和解内容を決めるのはあくまで当事者であり、どのような内容で和解するかコントロールすることができるという特徴もあります。

国際調停のもう一つの大きな特徴としては、国際仲裁や訴訟と比較してより早期に問題を解決することができる可能性があり³、その場合は紛争解決に要する費用も低廉に抑えることができる可能性がある、ということが挙げられます。

2. 国際調停手続の流れ

国際調停においては、通常、以下のような流れで手続が進むことになります。なお、ここでは調停機関を利用した場合を想定しています。

- ① 調停合意
- ② 調停機関への申立て
- ③ 調停人の選任
- ④ 調停手続の合意
- ⑤ ポジションペーパーの提出
- ⑥ 調停期日(ヒアリング)の開催
- ⑦ 和解合意

一般的には、②調停機関への申立てから⑦和解合意までは通常 2～3 か月程度の期間を要します。なお、⑥調停期日(ヒアリング)は、和解が成立するにしても不調となるにしても数日以内に完了することが一般的で、審問期日に 1 週間から場合によっては数週間を費やす国際仲裁や訴訟とは大きく異なります。

コロナによる移動制限等もあり、近年では、上記の調停期日を含めた調停手続全般について、完全にオンラインで実施することも可能です。国際調停では、国際仲裁や訴訟とは異なり、証人尋問を実施し

³ 例えば、国際仲裁や訴訟では、事案の性質や複雑性にもよるものの、少なくとも 1～2 年の期間を要することが見込まれるところ、国際調停では、申立てから 2～3 か月程度で手続が終了することが通常です。

ないことから、一般的に、オンラインでの手続実施に馴染みやすい側面があります⁴。また、調停期日を物理的に開催する場合であっても、そこに至るまでの手続は、メールやビデオ会議・電話会議の方式で開かれることが通常であるといえます。

3. 国際調停における調停スタイル

国際調停における調停期日は、日本の国内調停にはあまり馴染みのない「(和解)促進型 (facilitative)」の調停スタイルが用いられることが多く見られます。

ここでいう「(和解)促進型 (facilitative)」の調停スタイルとは、当事者の請求の背後にある利益を探り、当事者が紛争解決に向けた双方共通の利益を発見することをサポートし、これによって和解を促進するやり方です。これは、当事者の請求・主張に対する法的評価に基づいて和解へと導いていく「評価型 (evaluative)」の調停スタイルとしばしば対比されます。

国際調停においては、そのような「(和解)促進型 (facilitative)」の調停スタイルが用いられる(場合によっては「評価型 (evaluative)」の調停スタイルと組み合わせて用いられる。)ことが多く、この調停スタイルの違いを念頭に置いた対応が当初から必要となります。

4. 調停合意とそのタイミング

上記 2 のとおり、国際調停の利用には紛争を国際調停に付託する旨の両当事者間の合意(「①調停合意」)が必要となります。この合意締結のタイミングについては、時期的な制限はなく、紛争発生前に取引に関する契約書上で規定することも可能ですし、紛争が顕在化した後、場合によっては、国際仲裁や訴訟といった法的手続が開始された後に、個別に合意することも可能です。

この調停合意をいつ締結するかは、国際調停を利用するにあたって重要なポイントとなります。

というのも、国際調停における話し合いを効率的かつ有効に進めるにあたっては、用いられる調停スタイルに関わらず、当事者がお互いに相手の主張内容を的確に把握し、何が争点となっているのかを理解することが必要不可欠となります。このような理解なくしては、和解によってどのような利益を達成したいのかを検討することは難しいように思われます。

そのため、紛争発生前の取引段階や、紛争の初期段階において調停合意を締結する場合は、仮に国際調停が上手くいく場合には紛争解決に要する時間も費用も大幅に節約できる可能性がある一方で、当事者の主張やそれに対する理解が煮詰まっておらず、有効な話し合いを行う前提を欠いたまま国際調停が不調に終わってしまう可能性もあります。

⁴ オンラインでの調停期日につきましては上記脚注 1 で紹介しております、当事務所ニュースレターの 4 頁目以下もご参照ください。

他方で、紛争発生から時間が経過し、例えば、国際仲裁や訴訟がある程度進んだ段階において調停合意を締結する場合は、それぞれの主張や争点がある程度明確化されていることから、国際調停における話し合いも対象事項を絞って効率的に進められる可能性が認められます。一方で、それまでの間に既に想定程度の費用や時間を費やしていることが想定されます。また、さらに手続が進んで紛争解決にさらに多くの時間や費用を費やす場合には、国際調停による費用や時間の節約という効果をあまり発揮することはできないことになります。

IV. おわりに

国際調停は、その有用性から、世界的にもその有効性や有用性に注目が集まってきており、国際商事取引を行う日本企業にとっても、今後、紛争解決方法の一つの選択肢として活用していくことが期待されます。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 矢野 雅裕 (masahiro.yano@amt-law.com)
弁護士 土門 駿介 (shunsuke.domon@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com